

第5期西和賀町地域福祉計画（案）概要

西和賀町成年後見制度利用促進基本計画（案）概要

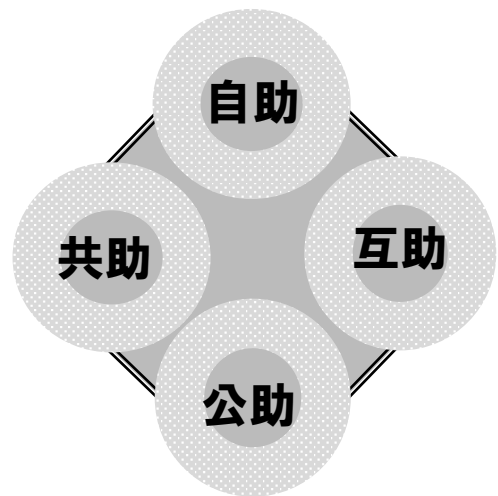
【地域福祉計画の趣旨】

「地域福祉計画」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が地域福祉増進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

「地域」という視点で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民の福祉に共通する課題を整理し、住民とともに支援を必要な方の生活を支えて行くことを目指します。

○地域福祉を進めるために、それぞれの役割分担と相互連携の「協働」が必要。

自助 ⇒町民	○個人の自立 ○家族での支え合い ○社会参加
互助 ⇒地域等	○地域社会における相互扶助 ○行政区・ボランティア・NPOなどの住民活動
共助 ⇒社会保障制度	○介護保険サービス等の社会保障制度サービスの提供
公助 ⇒行政	○福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 ○町民の自主的・主体的な地域福祉活動の促進 ○新たな公共サービスの創出



【地域福祉計画の基本理念】

「地域のきずなと交流ネットワークを育み
誰もが安心して心やすらかに暮らす 西和賀」

基本目標・基本方針推進施策

1 利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう

- (1) 情報提供・総合相談体制の充実
 - ① 情報提供の充実
 - ② 総合相談体制の充実
- (2) 権利擁護体制の充実・新たな課題への対応
 - ① 権利擁護体制の充実
 - ② 制度の狭間への対応

2 安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう

- (1) 福祉サービス基盤整備の推進
 - ① 高齢者・障がい者福祉の充実、健康づくりの推進
 - ② 子育て環境の整備、ひとり親家庭福祉の充実
- (2) 地域住民による活動、拠点づくり
 - ① 地域住民の手による活動、拠点づくりの推進

3 地域ですべての人を包み支え合おう

- (1) 意識高揚と人づくり
 - ① 意識の高揚・福祉教育の推進
 - ② 担い手の養成
- (2) 安心のある地域づくり
 - ① 地域での安心体制づくり
- (3) 推進体制づくり
 - ① 地域福祉推進体制の確立
 - ② 社会福祉協議会の機能強化



「第3期西和賀町地域福祉活動計画」 西和賀町社会福祉協議会（策定）

「第2期西和賀町地域福祉活動計画」の期間終了に伴い、計画の見直しを行います。地域福祉計画と連携して、支援体制の整備や、権利擁護体制の充実を図ります



【計画期間と計画の位置づけ】

○計画期間

令和6年～10年度の5ヵ年計画

○計画の位置づけ

「第2次西和賀町総合計画」の町の将来像である「未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち」を実現するための保健福祉医療部門の基礎計画です。

【計画の主な取組】

○重点項目

相談窓口での相談について「しづらい、わからない」と、地域活動やボランティア活動等に参加してみたいという意識の増加がそれぞれ見られることから、相談窓口とボランティア活動情報等のPRが必要です。高齢者世帯の増加が予測されることから、相談窓口の機能強化と、安定した地域活動の推進を図るため、地域間の連携や相互扶助、ボランティア活動に対する理解、意識向上と情報発信に取り組み、担い手不足の解消と地域活動の更なる活性化を図っていくことが求められます。

また、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対し、包括的に相談を受け止める体制や、地域における多世代の多様な活躍の場を確保する地域づくり、必要な資源の開拓や社会とのつながりを回復する支援等、各支援機関の円滑な連携による支援が求められていることから、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援取り組みを活かしつつ、「包括的・重層的な支援体制」の整備を図ります。

【成年後見制度利用促進基本計画の趣旨】

本町においては、総人口が減少する中、高齢化率の上昇、単身や認知症高齢者の割合が増加しており、今後成年後見制度の利用者が増加していくことが見込まれます。また、身寄りのない高齢者、療育手帳や精神保健福祉手帳の取得者数が一定数以上いることから、誰もが利用しやすい環境整備を進めていくことが求められています。

町では、令和3年3月に町の基本計画を策定し、西和賀町あんしんサポートセンターを中核機関と位置づけ、成年後見制度を円滑に利用できるよう地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援を行うことができる体制整備を推進してきました。

令和4年3月に国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、地域福祉計画と一体的に「西和賀町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

【基本目標と施策】

1 成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する広報・啓発や、制度を熟知している専門職が、町民や支援者等からの相談に応じ、誰でも気軽に相談できる環境を整備します。

また、地域の関係者と常に連携を図り、支援が必要な方を早期に発見し、支援につなげられるよう、利用者に寄り添った対応を進めます。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

権利擁護の支援のため、専門職や地域関係者との連携を強化し、地域連携ネットワークの充実と、担い手確保として市民後見人の育成を推進します。

また、日常生活自立支援事業からの円滑な利用の検討や、本人の意思を尊重できる環境やチームとして後見人等と連携して支援する体制づくりを進めます。